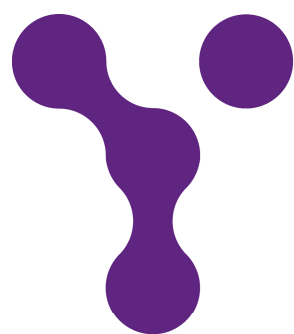


山梨大学における国際交流等に伴う
危機管理マニュアル



山梨大学
UNIVERSITY OF YAMANASHI



**地域の中核
世界の人材**

令和8年3月
山梨大学国際化推進委員会

山梨大学における国際交流等に伴う危機管理マニュアル

—CONTENTS—

国際交流等に伴う危機管理

1. 危機管理の必要性	2
2. 危機管理の対象範囲	2
3. 対策本部の設置に係る基本方針	2
4. 海外渡航時における渡航等の判断	3

危機管理対応

I. 学生等を海外へ派遣する場合（派遣前）	4
II. 派遣中、危機に直面した場合	7
III. 派遣の実施、中止、延期、継続、帰国等の判断基準（ガイドライン）	9
IV. 留学生等の受入時における危機管理	11

様式・資料

（様式1）海外渡航届	14
（別紙様式）一時帰国・国外旅行届	15
（教職員通知）海外渡航等旅行期間中における緊急連絡先の届け出について（通知）	16
（別表1）対策本部の組織及び担当業務	17
（別表2）対策本部の設置判断基準及び本部長の設定	17
（別表3）危機管理体制及び連絡体制（海外派遣）	18
（別表4）事件・事故等が発生した場合の学内連絡体制（海外派遣）	19
（別表5）危機管理体制及び連絡体制（海外受入）	20
（別表6）事件・事故等が発生した場合の学内連絡体制（海外受入）	21

国際交流に伴う危機管理

1. 危機管理の必要性

本学では、国際交流の進展とともに学生及び教職員を海外に派遣する機会がより一層増加している。また同時に、海外から受け入れる外国人留学生及び外国人研究者等も増加している。

一方、海外における危機の発生についても、テロ、暴動・デモ等の頻発や各種自然災害、新型感染症の流行等により増加している。

本学では、国際交流時の危機回避と発生時の適切な対応などの観点から、海外へ派遣する学生・教職員（以下「学生等」という。）及び受入留学生・外国人研究者等（以下「留学生等」という。）に対し、被害の未然防止や被害が発生した場合の速やかな対応・回復を行うことを目的として、山梨大学危機管理基本マニュアル 第三部 個別マニュアルの運用 に基づき、本国際交流に伴う危機管理マニュアルを策定するものである。

2. 危機管理の対象範囲

本マニュアルの対象者は、本学所属の学生等及び留学生等とし、本マニュアルにおける危機管理の対象は、原則として、本学が許可又は承認する海外派遣（海外研修・留学、海外出張等）及び留学生等の受入れとする。個人渡航、ゼミ旅行等本学の許可や承認の範囲外のもは対象外とするが、本学所属の学生等及び留学生等に被害が発生し、大学としての対応が求められる場合には、このマニュアルに準じて取り扱う。

3. 対策本部の設置に係る基本方針

災害、事件、事故等が発生した場合には、原則として以下に定める危機対応フェーズに応じて、対策本部の設置等、必要な対応を行うものとする。

危機対応フェーズ	主な想定事案	対策本部の設置	本部長 (学生の場合)	本部長 (教職員の場合)
フェーズ 3	生死不明、複数名被災、大規模災害、重大事件・外交的調整が必要な場合等	速やかに設置	学長（不在時は指定代理者）	
フェーズ 2	本人の生存は確認されているが、現地派遣や調整対応が必要な場合（入院、事故、行政手続等）	必要に応じて小規模の対策本部を設置	理事（グローバル担当）	理事（総務担当）
フェーズ 1	軽度の病気、軽微なトラブル、本人との連絡が取れている状態	原則として設置不要（関係部局対応）	学域長/専攻長	所属部局長または各学域支援課長

4. 海外渡航時における渡航等の判断

(III. 派遣の実施、中止、延期、継続、帰国等の判断基準（ガイドライン）を確認すること。)

外務省の「危険情報」・「感染症危険情報」	必要な対応（外務省発表）	本学の対応（教職員・学生とも）
レベル1：十分注意してください。	危険を避けるための特別な注意が必要な状況	原則可 渡航の実施・継続は原則可
レベル2：不要不急の渡航は止めてください。	不要不急の渡航は中止を推奨、危険を避けるための特別な注意と十分な安全対策が必要な状況	原則不可 原則、渡航は延期又は中止、渡航中の者は帰国させる。
レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）	渡航は中止、現地では退避の可能性や準備が必要な場合がある状況	不可 渡航は中止、渡航中の者は帰国させる。
レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）	滞在者は国外等へ退避、渡航は厳禁となる状況	不可 渡航は中止、渡航中の者は即刻帰国させる。

5. その他

本マニュアルにおいて「学域長等」と明記した場合で、対象となる学生等又は（もしくは）留学生等が参加・実施するプログラムの実施主体が国際化推進センター及び（又は）グローバル推進課であった場合、「学域長等」の記載を「国際化推進センター・グローバル推進課で実施する派遣プログラム（もしくは受入プログラム）」においては当該センター及び課」と読み替えるものとする。

危機管理対応

I. 学生等を海外へ派遣する場合（派遣前）

1. 学域等が行う派遣先国情報などの把握と学生等への説明事項

（1）派遣先国情報の把握

- 学域長等は、派遣先の国際情勢及び派遣先の動向（テロ、災害、流行病等）を注視し、危険度・危機情報を把握した上で学生等に指導・助言する。
※外務省、在外公館のホームページ等を利用して情報収集を行う。渡航しない者でも、旅レジの簡易登録を行う（何か国でも可）ことで、在外公館の発信する領事メール等の受信が可能になるため、緊急時の情報収集に役立つ。
- 学域長等は、派遣先の風俗習慣、式祭典の特徴や性倫理などの文化的差異を把握し、学生等に指導・助言する。
- 学域長等は、派遣先の対日感情や派遣者の国籍国に対するイメージ及び傾向を把握し、学生等に指導・助言する。
- 学域長等は、派遣先で流行している感染症について把握し、学生等に指導・助言する。
※厚生労働省検疫所のホームページ等を利用して情報を収集する。

（2）オリエンテーション等の開催

- 国際化推進センターは、渡航前の危機管理意識の高揚を図るため、危機管理セミナーや説明会を開催する。
- 学域等は、学生に留学、研修などの日程、住所、連絡先、留学先の指導教員等について記載された「海外渡航届（様式1）」を提出させる。また、提出後に記載事項が変更になった場合は、速やかに所属学域等又はグローバル推進課へ連絡するよう周知する。
- 監督者（時間外勤務及び休日勤務に関する労使協定別紙に定める監督者）は、教職員に、渡航スケジュール、渡航中の本人連絡先、国内連絡先、同行者氏名・連絡先、現地関係者氏名・連絡先、旅行代理店名（ツアー等利用の場合）について様式任意（E-mail による代用可）で提出させる。また、提出後に記載事項が変更になった場合は、速やかに連絡するよう周知する。
- 学域等は、学生等に、危機に遭遇した際の連絡体制（別表3）について十分に説明する。
- 学域等は、学生等と学域等担当者等との連絡手段を確立しておく。（常に使用しているメールアドレスの交換やLINE への登録等）

（3）海外渡航手続き

- 渡航先によっては、パスポート（旅券）の有効期限まで一定以上の残存期間がないと入国を認めない国があるので、学域等は、学生等に、残存期間が足りない場合には、渡航前にパスポートの更新手続きを行うよう指導する。併せて、査証申請、航空券手配等、渡航手続きに不足がないか、確認するよう指導する。
- 旅券法により、3か月以上海外に滞在する日本人には、災害やテロ等の緊急時の安否確認、退避時の手配等、連絡・保護が在外公館から受けられるように、在外公館に「在留届」を提出することが義務付けられている。渡航90日前から登録可能であるため、学域等は、学生等に、登録できるようになったら渡航までに登録するよう指導する。また、3か月未満の渡航または海外での住所・居所を定めず3ヶ月以上渡航する場合は、学域等は、学生等に外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録するよう指導する。（いずれも下記のサイトから電子届出・登録ができる。）

※海外へ渡航される皆様へ（外務省ホームページ）：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

（4）健康対策

- 学域等は、学生等に、派遣先で流行している感染症に対し、事前に予防接種を受けるよう指導する。

日本で接種することが簡単ではないワクチンもあるため、事前に予防接種が行える医療機関と接種日程について確認させる。

- 学域等は、学生等に、派遣前に自ら健康状態のチェックを行い、必要に応じて保健管理センターでの相談や病院等での健康診断を受けるよう指導する。また、現地での歯科治療は特に高額になること、海外旅行保険適用外となることがほとんどであることから、学生等に事前に必要な歯科治療を受けておくよう助言する。
- 学域等は、学生等に健康上の不安がある場合は、事前に現地受入機関と健康管理サポートについて十分に情報交換を行うよう指導する。
- 医薬品の現地持ち込みについては、国ごとに持ち込み規制が違ふことから、学域等は、学生等に、事前の情報収集及び持ち込みの手続について十分に確認するよう助言する。
- 学域等は、学生等に、留学に伴う精神的なストレスが生じた場合は、すぐに保護者、学域等担当者、指導教員等に相談するよう指導する。

(5) 保険加入等

- 学域等は、海外研修及び交換留学で派遣する学生には、「学生教育研究災害傷害保険付帯海外留学保険」、「危機管理サービスOSSMA (Overseas Student Safety Management Assistance)」への加入と「たびレジ」への登録又は「在留届」の提出が原則義務であることを説明する。(学生全員が学研災へ加入しているとは限らないことに注意する(学生は、学研災(窓口：学生支援課)、学生総合共済保険(窓口：生協)又は学生総合保障制度(こども総合保険)(窓口：文教)のいずれかに加入していると推測される。))
- 学域等は、学生等に、クレジットカード等に自動付帯している保険について、旅行を保証していることが多いため留学での渡航中に事故等に遭遇した場合は補償されないケースもあることについて説明する。
- 学域等は、学生等に、「学生教育研究災害傷害保険付帯海外留学保険」等で補償されない場合でも、「学生総合共済保険」等で補償される場合があることについても説明し、自分が加入している保険について改めて確認するとともに、特に保証されない場合について確認の上、不安がある場合は保険のスポット加入等を検討するよう助言する。
- 海外研修及び交換留学以外の目的(研究留学や国際学会参加等)で渡航する場合は「学生教育研究災害傷害保険付帯海外留学保険」に加入できないが、大学生協で取り扱っている「海外旅行保険・海外留学保険」等、個人的にかけられる保険があるため、学域等は、学生等に、各自で情報収集を行い、検討するよう助言する。「危機管理サービスOSSMA」への加入と「たびレジ」への登録又は「在留届」の提出は、この場合でも実施させるとともに、可能であれば、派遣先の共済制度や保険制度について調査し説明する。
- 学域等は、学生等に、本学の学生等が渡航中に事故、事件等に遭遇した場合、関係者の現地派遣費用、遺体移送費用などが補償される「国立大学法人総合損害保険」に大学として加入していることを説明する。

(6) 渡航後の手続き・危機管理についての周知

①在外公館への在留届提出と危険情報の把握

- 学域等は、学生等に、在外公館のホームページ等で、定期的に派遣先国の危険情報について把握するよう指導する。
- 学域等は、学生等に、現地に日本人コミュニティがある場合は、連絡をとっておくよう指導する。日系企業駐在員等の現地生活のサポート機関として、日本人商工会議所等が事務局となっており、日本人会等が形成されていることがあり、緊急連絡網等も作成されていることがあるので、長期滞在となる場合、このような日本人コミュニティとの連絡をとっておくよう指導する。
- 日本国籍ではない留学生等が第三国に渡航する場合は、学域等は、該当者に、国籍国の手続・危機管理に従う必要もあることを認識させる。

②派遣先での危機管理情報の把握

- 学域等は、学生等の派遣先での危機管理に関する情報収集を行うとともに、派遣先大学等が行うオ

リエンテーション等には必ず参加するよう学生等に指導する。

- 学域等は、学生等に、派遣先大学等の緊急時の対応体制と連絡システムを把握するよう指導する。
- 学域等は、学生等に、渡航後に加入した保険がある場合は、その内容について把握するよう指導する。

③自己の危機管理

- 学域等は、学生等が渡航先で外出する際は、緊急連絡先（派遣先大学等の電話番号や住所、自身の血液型等）を記したメモ等を必ず携帯するよう指導する。
- 学域等は、学生等に、緊急時における家族および山梨大学への連絡体制を確認しておくよう指導する。
- 学域等は、学生等に、派遣先大学等の関係者に本学の情報を知らせておくよう指導すると同時に、派遣先大学等の関係者から本学の学域等担当者へ直接連絡ができる体制をつくるよう指導する。
- 学域等は、緊急時の本学連絡先を、学生等と共に確認するとともに、派遣先大学等の関係者に、緊急時の本学連絡先を知らせておくよう指導する。
- 学域等は、学生等に、渡航中はリスク（違反、事故等の場合の手続き、賠償責任やコストの問題等）が大きいため、自動車等の運転はしないよう指導する。
- 学域等は、本学に在籍する日本国籍ではない留学生等が第三国に渡航する場合、渡航中に危機に遭遇した場合は、必要に応じて、渡航先国にある本人の国籍国の在外公館等に連絡を取るよう指導する。（外国人留学生等の場合、本学所属だとしても日本国大使館・領事館等では対応できないため。）

（７）海外渡航に伴う危機管理に対する心構えと準備すべき事項

- 学域等は、所属する学生・教職員に対して、平常時から危機発生の可能性を認識し、危機発生時のシミュレーションをしておくよう指導する。
- 学域等は、学生等に、渡航先の在外公館等の連絡先を把握しておくよう指導する。
- 学域等は、渡航者が自ら緊急連絡ができない場合に備え、派遣先大学等の関係者等に学域等担当者への連絡方法を伝えておくよう指導する。
- 学域等は、渡航中に危機に遭遇した場合には、まず派遣先大学等、現地に所在のある緊急時連絡先へ連絡し、その指示に従って行動するよう指導する。
学域等は、学生等が在外公館等からメール等で連絡・指示を受け取った場合は、その内容に従って行動するよう指導するとともに、併せて、家族および保険会社に連絡するよう指導する。

2. その他

（１）学生等が、休学して「留学」する場合における留意点

- 休学の理由が「留学」の場合は、学域等は、休学届の提出の際に、必ず留学先、本人と学域等担当者との連絡方法、留学期間などを「海外渡航届（様式１）」に準じた書式で提出させ、海外渡航届と同様に処理するものとする。
- 学域等は、学生の休学理由に関わらず、必ず、外務省発出の「危険情報」・「感染症危険情報」に基づき渡航先の安全確認を実施し、レベル３及びレベル４の地域への渡航は断念するよう学生への注意喚起、安全指導を行うこと。

（２）健康診断の受診義務

学域等は、教職員を職務として６ヶ月以上海外派遣する場合は、労働安全衛生規則により、派遣時及び帰国時に健康診断を受診させる。

Ⅱ. 派遣中、危機に直面した場合

1. 想定される危機と基本的な対応方針

(1) 想定される危機

- ① 移動中または渡航先において、災害、テロ、事件、事故等が発生し、その被害者となった
- ② 事件・事故の容疑者又は加害者となった
- ③ 行方不明等、長期間本人と学域等とが、連絡が取れない状況となった

(2) 危機発生時の基本的対応方針

- 学生等が生死不明の場合（対策本部の設置に係る基本方針・危機対応フェーズ3に該当）
災害、事件、事故の発生により、本学の学生等が生死不明の場合（本人の生存は確認できても、事件等が解決しておらず、生命の確保になお危機がある場合を含む）には、対策本部の指示に従い対応にあたる。
- 死亡した場合（対策本部の設置は、対策本部長の判断により危機対応フェーズを決定する）
教職員を現地へ派遣し、事後処理などの対応にあたる
- 事件や事故の加害者になった場合（対策本部の設置は、対策本部長の判断により危機対応フェーズを決定する）
関係機関等の協力を得ながら大学として被害者に対する誠意ある対応を行う。
- 被災したが生存が確認されている場合、（対策本部の設置は、対策本部長の判断により危機対応フェーズを決定する）
現地対応の教職員を派遣するなどして適切な対応にあたる

(3) 対策本部の設置

対策本部の設置、情報の収集・連絡等は、原則として以下のとおり行う。

- ア. 危機発生を受け、学長は対策本部を設置する。
- イ. 対策本部の組織及び担当業務内容は、別表1および2のとおりとする。
- ウ. 対策本部の設置場所は、原則として大学本部棟第二会議室とする。
- エ. 対策本部員等は直ちに対策本部へ集合し、危機管理サービス（OSSMA）に協力を求め、対策を協議する。また、国際電話対応のための専用電話・メール／SNSアカウントの設置、現地の連絡先・担当者等への確認と、正確な情報の収集など、迅速な対応を行う。
- オ. 危機発生時の情報収集・連絡等は、派遣先等の協力も得ながら、原則として「危機管理体制及び連絡体制：別表3」に基づき行う。

2. 危機発生時のケース別対応（対策本部の設置に係る基本方針：危機対応フェーズ3）

(1) 天災、事件、事故等に遭い、生死不明の場合（生死は明らかになったが、事件や事故等の解決がっていない場合：例えばハイジャック事件が発生し、膠着状態が続いている場合等を含む。）

病気、天災、事件、事故に遭い、本人が死亡した場合

当該学生等が所属する学域等（国際化推進センターが実施する派遣プログラムについては、国際化推進センター及びグローバル推進課が主体となり学生等の所属する学域等と連携して対応）の長は、速やかに「危機管理体制及び連絡体制：別表3」に基づき情報の収集・連絡にあたるとともに、以下の事項を参考にし、対応する。

※在外での死亡の場合、第一発見者もしくは派遣先大学等が現地警察に通報後、警察は死亡者の国籍国在外公館にコンタクトを取ることが基本手順であるため、死亡については、本学へは在外公館から第一報が伝達される場合がある。

- ア. 当該学域等は、別表3に基づきグローバル推進課などに協力を求め、正確な情報収集に引き続き努める。
- イ. 当該学域等の長は、現地での対応のため、教職員を派遣する。

- ウ. 現地への派遣者が確定したら、当該学域等において出張命令、パスポート及び査証、航空券・宿泊先の手配等を行う。
- エ. 当該学生等の家族が現地へ同行する場合は、航空券や査証、宿泊先の手配、現地での対応等について当該学域等が支援する。
- オ. 教職員を現地対応のため派遣する際には、適宜グローバル推進課などの協力を求める。また、現地対応に当たっては在外公館、危機管理サービス（OSSMA）等へ事前の協力依頼等を行うことが望ましい。
- カ. 現地に派遣された教職員は、派遣先の担当者、危機管理サービス（OSSMA）、病院、在外公館、当該学生等の家族などと連絡・相談の上、その後の対応（火葬の有無、遺体搬送手続き等）を決定する。
- キ. 当該学域等は、危機に伴う死亡者発生に際し、大学で把握している派遣者に関わる保険がある場合には、速やかに保険会社に連絡する。

（２）天災、事件、事故等に遭い、本人が生存している場合（対策本部の設置に係る基本方針：危機対応フェーズ２）

当該学生等が所属する学域等（国際化推進センターが実施する派遣プログラムについては、国際化推進センター及びグローバル推進課が主体となり学生等の所属する学域等と連携して対応）の長は、速やかに「危機管理体制及び連絡体制：別表３」に基づき情報の収集・連絡にあたりとともに、以下の事項を参考にし、対応する。

- ア. 当該学域等は、別表３に基づき、グローバル推進課などに協力を求め、被害状況などの正確な情報収集に努める。
- イ. 当該学域等の長は、現地対応のため、本学教職員の派遣を検討する。
- ウ. 教職員の派遣が必要な場合は、当該学域等において、直ちに出張命令、パスポート及び査証、航空券・宿泊先の手配等を行う。
- エ. 当該学生等の家族が現地に同行する場合は、航空券や宿泊先の手配、現地での対応などについて当該学域等が支援する。
- オ. 現地に派遣された教職員は、派遣先大学等の担当者、危機管理サービス（OSSMA）、病院、在外公館などと連絡・相談の上、その後の対応（留学継続の判断など）を決定する。
- カ. 当該学域等は、危機発生に際し、大学で加入した派遣に関わる保険がある場合には、速やかに保険会社に連絡する。

Ⅲ. 派遣の実施、中止、延期、継続、帰国等の判断基準（ガイドライン）

海外への派遣留学・研修等の実施、中止、延期、継続、途中帰国の判断については、学長が状況を総合的に斟酌し、以下の1～3の場合に分けて行うものとする。

1. 派遣先の社会情勢による場合

派遣先の社会情勢については、海外における日本人の安全対策の一環として、外務省の海外安全ホームページ（URL: <https://www.anzen.mofa.go.jp/>）で提供されている海外の危険情報に基づき判断する。この「危険情報」は法令上の強制力をもって渡航を禁止したり、退避を命令したりするものではないが、海外への派遣留学・研修等の実施、中止、延期、継続、途中帰国の判断をする場合は、これらを十分参考にしながら判断することとする。また、安全対策の目安として出される「感染症危険情報」も参考にし、判断する必要がある。危険情報は、4段階で示され、その内容については以下のとおりである。

（1）「危険情報」の種類等

危険情報の種類、危険度のランク及びその対応は次のとおりである。

危険レベル		対応
危険レベル1 「十分注意してください。」	その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。	⇒ 実施または継続するが、十分な注意を払う。
危険レベル2 「不要不急の渡航は止めてください。」	その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。	⇒ 原則として、延期若しくは中止とする。
危険レベル3 「渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」	その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。（場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。）	⇒ 中止または途中帰国させる。（※）
危険レベル4 「退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」	その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ渡航は止めてください。	⇒ 中止または即刻帰国させる。（※）

※在外公館の発出する領事メール等の情報により、帰国すること自体に危険を伴うと認められる場合は、安全な国・地域への退避または安全確保のうえ現地滞在を指示する場合がある。

（2）「感染症危険情報」の種類等

感染症危険情報の種類、危険度のランク及び対応は次のとおりであり、対応は危険情報に準ずる。

危険レベル	対応
危険レベル1 「十分注意してください。」	⇒ 実施または継続するが、十分な注意を払う。
危険レベル2 「不要不急の渡航は止めてください。」	⇒ 原則として、延期若しくは中止とする。
危険レベル3 「渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」	⇒ 中止または途中帰国させる。（※）
危険レベル4 「退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」	⇒ 中止または即刻帰国させる。（退避勧告を無視した場合の本学の対応については、その都度関係機関と協議して検討する。）（※）

※在外公館の発出する領事メール等の情報により、帰国すること自体に危険を伴うと認められる場合は、安全な国・地域への退避または安全確保のうえ現地滞在を指示する場合がある。

(3) 海外渡航時の派遣先の安全確認のためのお勧めリンク集

外務省のホームページ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/>

海外安全対策（世界の医療事情） <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/>

海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

厚生労働省のホームページ <https://www.mhlw.go.jp/>

海外渡航者のための感染症情報（FOR Traveler's Health (FORTH)） <https://www.forth.go.jp/>

厚生労働省検疫所所在地一覧 <https://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/sisetu/ken-eki.html>

国際協力機構（JICA） <https://www.jica.go.jp/>

国立健康危機管理研究機構（JIHS）感染症情報提供サイト <https://id-info.jihs.go.jp/index.html>

2. 派遣先での諸事情による場合

以下の場合、原則として留学、研修等の中止、延期又は途中帰国をさせる。

- ① 派遣先での学業継続不可（自然災害、大学の倒産等）の場合
- ② 派遣先大学で退学処分等となった場合
- ③ 派遣先（国・地域）の生活継続が困難化（自然環境の悪化等）している場合

3. 個人的事情による場合

(1) 疾病等による場合

- ① 病気やけがにより1月以上の入院治療が必要となった場合には、原則として帰国を促す。透析やリハビリなど長期の療養が必要となった場合も健康管理を優先し、帰国させる。
- ② 留学、研修等の継続が困難となる精神疾患に罹患した場合、医師やカウンセラーの所見等も参考にし、原則帰国させる。
- ③ その他、派遣先によって医療制度が異なることから、医療費負担を考慮し、状況により一旦帰国することも検討させる。

※ 学域等は、既往症のある学生等には、渡航前に自身の健康チェックを行うよう指導し、現在治療中の者については、医師と相談の上判断させる。また、あらかじめ派遣先の医療機関や受診方法等を確認するなど、継続治療を行う体制を整えておくよう指導する。

(2) 犯罪等による場合

- ① 刑法上の犯罪の加害者又は被疑者となったとき。
…→ 滞在国の国内法により法的手続きが取られるので、それに基づき判断する。
- ② 違法薬物等の依存症に罹患したとき。
…→ 処罰等滞在国の司法手続きを要することがあるため、本人の容態を確認するとともに、在外公館に協力を要請の上、対応につき判断する。
- ③ 民事上の犯罪の加害者・被疑者となったとき。
…→ 滞在国の国内法により法的手続きが取られるので、それに基づき判断する。

IV. 留学生等の受入時における危機管理

1. 留学生等受入時に学域等が本人に説明すべき事項等

(1) 緊急連絡先などの把握について

- ① 学域等は、大学に届出済みの学籍データ（日本国内の住所や電話番号、メールアドレス、家族の住所等）に変更が生じた場合は、速やかに教務担当部署に届出を行うよう説明する。（日本国内住所や電話番号、メールアドレスは、CNSで手続き可）
- ② 学域等は、外国人留学生が在留カードの更新等をした場合は直ちにグローバル推進課へ新しい在留カードを持参させる。
- ③ 外国人留学生が学会参加、一時帰国、私事旅行などで日本国外に出る場合は、所属学域等及びグローバル推進課へ届出（様式1又は別紙様式）をするよう説明する。

教職員が、学会参加、一時帰国、私事旅行などで日本国外に出る場合は、監督者（時間外勤務及び休日勤務に関する労使協定別紙に定める監督者）は、教職員に、渡航スケジュール、渡航中の本人連絡先、国内連絡先、同行者氏名・連絡先、現地関係者氏名・連絡先、旅行代理店名（ツアー等利用の場合）について様式任意（E-mailによる代用可）で提出させる。また、提出後に記載事項が変更になった場合は、速やかに連絡するよう指導する。④ 学域等は、危機発生時の連絡窓口と、学域等における（特に休日の）連絡窓口（担当者）について説明する。

ここでいう危機とは、a. 自然災害（地震、台風など）、b. 犯罪（被害、加害）、c. 事故・火災、d. 健康・衛生、e. 異文化適応、f. その他（人間関係、ハラスメント、学業、進路等に関する問題）である。⑤ 学域等は、留学生等が一時帰国する場合の自らの危機管理（特にテロ、内乱、感染症発生時など）についても本マニュアルの内容に準じて説明する。

(2) 自然災害

a. 地震対策

- ① 学域等は、留学生等に、日頃から市町村発行のハザードマップで避難場所を確認し、携帯ラジオ、懐中電灯、飲料水の常備等、家具の転倒防止等の対策をするよう説明する。
- ② 学域等は、留学生等に、地震に遭ってもあわてず、手近なクッション等で頭を保護しながら、落ち着いて行動（避難）するよう説明する。
- ③ 学域等は、留学生等に、地震発生により宿舎から避難する際には、まず自らの安全を第一に行動するとともに、ガスの元栓を閉め、電気器具の電源を切ったうえで分電盤のブレーカーを落としてから避難するよう説明する。

b. 台風や水害

- ① 学域等は、留学生等に、日頃から市町村発行のハザードマップで避難場所を確認し、携帯ラジオ、懐中電灯、飲料水の常備等、準備を怠らないよう説明する。
- ② 学域等は、留学生等に、台風や大雨の際には河川・海には近づかない、むやみに出歩かないよう説明する。
- ③ 学域等は、留学生等に、台風や大雨の際、テレビ、ラジオなどで気象状況を確認し、注意を払うよう説明する。

(3) 犯罪対策

- ① 学域等は、留学生等に、罪を犯した場合、日本の国内法で裁かれることを認識させるとともに、法律等を遵守するよう説明する。
- ② 学域等は、留学生等に、警察、救急（消防署）及び学域等の担当者連絡先を周知する。

(4) 交通事故及び火災防止等

- ① 学域等は、留学生等に、自動車やバイク・自転車に乗る場合の自己責任の重さを認識するとともに、交通法規を遵守するよう説明する。
- ② 学域等は、留学生等が自動車やバイク・自転車に乗る場合は、必ず任意保険に加入させる。
- ③ 学域等は、留学生等が事故を起こした場合について、事故について自ら警察、救急（消防署）へ連絡するとともに、学域等担当者へも連絡（連絡窓口の周知徹底）するよう説明する。

- ④ 学域等は、外国人留学生に対して、火災や漏水等の発生に備えて、必ず「留学生住宅総合補償」などの保険に加入するよう説明する。(申込書はグローバル推進課窓口で配布)
- ⑤ 学域等は、留学生等に、火災発生に備えて宿舍の消火器の設置場所、避難経路、非常口等は入居時に必ず確認させる。
- ⑥ 学域等は、留学生等に、宿舍に備え付けてある消火器の扱い方についても必ず確認するよう説明する。
- ⑦ 留学生等を受入れる学域等は、交通事故死等を想定して、初動対応(遺体確認と家族への連絡、遺族の来日、経済的な問題、パスポート・査証、遺体安置と葬儀等)の要点を日頃からシミュレーションしておくこと。

(5) 健康・衛生面

- ① 学域等は、留学生等に、定期健康診断受診の必要性を周知する。
- ② 学域等は、留学生等が長期の病休となる場合、所属学域等窓口(外国人留学生の場合は併せてグローバル推進課窓口)に連絡するよう説明する。
- ③ 学域等は、留学生等が国民健康保険未加入の場合に生じる問題点について説明し、必ず加入させる。
- ④ 学域等は、留学生等に、大学の保健管理センターでの健康相談、通常の通院方法、夜間休日診療の情報の入手方法、重病や大怪我の場合には、119 番に電話して救急車を呼ぶこと等について説明する。感染症罹患が疑われる場合は、その症状に応じて、本学保健管理センター及び最寄りの保健所に連絡してその指示に従うよう説明する。
- ⑤ 学域等は、留学生等の受入時に既往症を確認するとともに、在学中も日頃から健康状態を把握する必要があることを説明する。
- ⑥ 学域等は、留学生等が重篤な病気や難病指定を受けた場合など、留学・研究等の継続が困難となったときは、学域長等の判断で母国へ帰国させる可能性もあることを説明する。

(注) 大学として対応すべき事項

最悪の事態を想定した対応策(保険を使うのが望ましい)を考えておく必要がある。

例えば、病気入院を想定し、リスクを伴う手術が必要な場合や、完治不能な難病であったとして、下記のようにシミュレーションをしておく。

ア 対策チームの編成の要否を検討する。

イ 手術までの対応(病状説明(言葉の問題)、親の呼び寄せ同意、入院時の保証人確保)を検討する。

ウ 手術後、退院後の介護サポート体制(本人の要望の把握と対応)の問題を視野に入れる。

エ 経済的な問題(医療費、退院後の生活費等)を検討する。

(6) 異文化対応

学域等は、留学生等に、生活習慣、宗教などに関係する問題発生時の相談窓口、カウンセリング(精神面のケア)体制について説明する。(窓口等については「-安全な学生生活を送るために!-(全学生用)」「学生生活案内」「留学生の手引き(国際交流センター)」を参照させる。)

(7) その他

学域等は、留学生等に、人間関係、さまざまなハラスメント、学業、進路、学費等経済的問題等が発生した場合についての対応体制を説明する。また、言葉の壁を軽減するよう対応方法を考えておく。

-安全な学生生活を送るために!-(全学生のための危機管理マニュアル) ※日本語のみ

山梨大学 HP > キャンパスライフ > 学生生活(安全な学生生活を送るために)

<https://www.yamanashi.ac.jp/campuslife/46609>

留学生の手引き ※英語併記

山梨大学 HP > 国際交流・留学 > 国際化推進センター・グローバル推進課 > 留学生の手引き

https://www.ciee.yamanashi.ac.jp/wp-content/uploads/2020/07/guidebook_2019-1.pdf

2. 平常時の安全管理

学域等は、平常時において以下の事項について把握・管理する。

- (1) 外国人留学生等身上記録（日本国内および本国の住所、電話番号、メールアドレス等記載）の変更等
- (2) 在留カードの更新等の把握
- (3) 学会参加、一時帰国、私事旅行など国外に出る場合の届出
- (4) 定期健康診断の受診
- (5) 保険（国民健康保険、学生教育研究災害傷害保険（外国人留学生は全員後援会が費用負担を行い加入させている）、学生総合共済等）への加入状況

3. 危機発生時の対応等

本学の留学生等に危機が発生した場合の対応は、派遣元大学等及び在日公館含む関係機関等に協力を求め、原則として別表 1、2、5、6に基づき行う。

(様式1)

山梨大学 海外渡航届 Travel abroad notification

氏名 Name		学籍番号 Student ID number	
所属学部/大学院 Department	所属学科/コース Faculty/ Course		
電話番号1 Phone number 1 ※1		電話番号2 Phone number 2	
メールアドレス E-mail ※1			
指導教員/クラス担任名 Supervisor/ Class teacher			
国内緊急連絡先 Emergency contact in Japan			
氏名 Name		本人との関係 Relationship	
住所 Home address			
電話番号1 Phone number 1		電話番号2 Phone number 2	

渡航期間 Duration of travel	20 年 月 日 ~ 20 年 月 日 From to		
渡航目的 Purpose of travel ※2			
渡航先国名・都市名 ※2 Country and city			
受入先学校名/ 在学(滞在)予定期間 ※2 (ある場合のみ記入) Name of the host university/ Expected period of study (stay) (fill in only if applicable)	学校名 Name of the host university: 住所 Address of the university or institution: 在学(滞在)予定期間: 20 年 月 日 ~ 20 年 月 日 Expected period of study (stay): From to		
受入先機関名 ※2 (ある場合のみ記入) Name of the host institution (fill in only if applicable)	受け入れ先が学校でない場合 If the host is not a university 機関名 Name of the host institution: 住所 Address of the institution: 所属予定期間: 20 年 月 日 ~ 20 年 月 日 Expected period of study (stay): From to		
受入先連絡者氏名 ※2 (受入者等がいる場合のみ記入) Name of the contact person (fill in only if applicable)	受入担当者 氏名 Name: 職名 Title:		
宿泊名/宿泊先住所 ※2 Accommodation name and address	宿泊先名 Name: 宿泊先住所 Address:		
受入先/宿泊先電話番号 ※2 Accommodation phone number			
たびレジ登録 ※3 (Only for Japanese students)	登録済・未登録	在留届登録※3	登録済・未登録
海外旅行保険 ※4 Overseas travel insurance	保険名称 Name of the insurance:		

※1 海外渡航中に連絡の取れる電話番号、メールアドレスをご記入ください。

Please write a phone number and e-mail address where we can contact you while you are traveling abroad.

※2 複数ある場合は、全ての情報をご記入ください。If you have more than one, please provide all information.

※3 日本国籍の場合、海外での滞在期間が3ヶ月未満の場合＝たびレジの登録、

滞在期間が3ヶ月以上の場合＝在留届の登録が必要となります。

※4 海外旅行保険は必ず加入してください。You must have travel insurance.

【本届提出先】所属学部・研究科・専攻 教務グループ Please submit this form to your department.

別紙様式

令和 年 月 日
Reiwa year month day

山 梨 大 学 長 殿
To the President of University of Yamanashi

学籍番号： _____
Student number

所 属： _____
Department

国 籍： _____
Nationality

氏 名： _____
Name

電話番号： _____
Phone number

留学生区分：	国費	・	政府派遣	・	私費
Financial status	Japanes		Foreign		Privately
	government		government		financed
	scholarship		sponsored		foreign
	student		student		student

一 時 帰 国 ・ 国 外 旅 行 届

下記のとおり 一時帰国・国外旅行 いたしますので、お届けします。

記

帰国・国外旅行先： _____

(地 名)
Destination (name of city)

期 間： 年 月 日 ～ 年 月 日
Term of stay year month day year month day

目 的： _____
Purpose of visit

一時帰国・国外旅行中の連絡先： _____

(e-mail アドレス、FAX 番号など)
e-mail address or fax number you can reach in the country

上記の一時帰国・国外旅行の予定について確認しました。

指導教員等氏名 _____ 印
Academic adviser's name

(注) 指導教員が定まっていない者については、クラス担任等氏名

海外渡航等旅行期間中における緊急連絡先の届け出について（通知）

掲示板 人事部人事課 投稿日時 2023/09/22 11:30

令和5年9月22日

職 員 各 位

人 事 部 長

海外渡航等旅行期間中における緊急連絡先の届け出について（通知）

「山梨大学危機管理基本マニュアル」に基づき、職員の安否確認が必要であることから、海外で、災害、テロ、感染症発生等の緊急事態が発生した場合に備え、出張による渡航はもとより、私用による渡航についても、下記により、事前に監督者に文書（E-mailによる代用可。届け出の書式は任意とします。）にて届け出ていただくよう、ご協力をお願いします。

なお、職員からの届け出を受けた監督者は、内容を確認の上、各部局の庶務事務担当グループに当該文書を回付願います。

おって、国内での旅行について、事前の届け出を義務付けることは致しませんが、国内においても広域災害等が発生することもあることから、旅行期間中における連絡先が平時における緊急連絡先と異なる場合には、事前に届け出をお願いします。

記

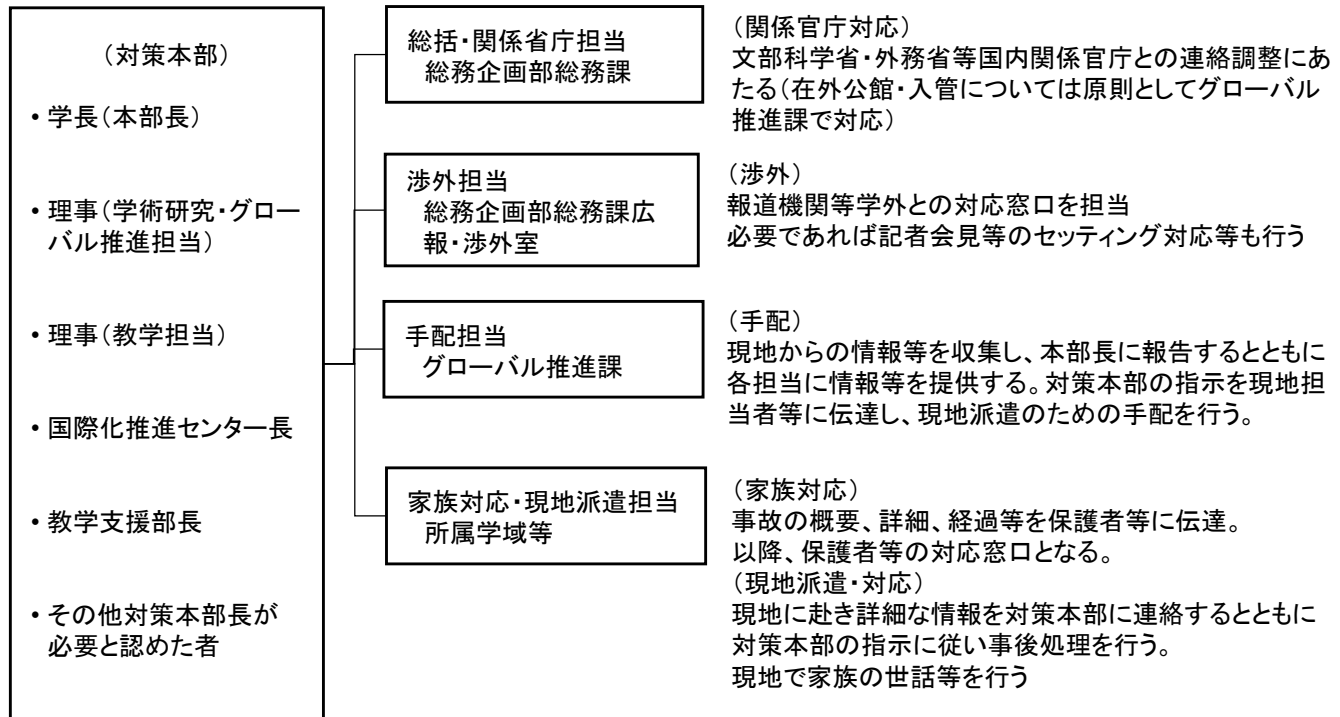
届け出内容

1. 渡航スケジュール（移動日程、便名、宿泊ホテル等情報を含む。）
※出張の場合、事前の旅行命令申請で代用可能です。
2. 渡航中の本人への連絡先（電話番号、E-mailなど。）
3. 家族等国内への連絡先
4. 同行者氏名、連絡先
5. 現地関係者氏名、連絡先
6. 旅行代理店名（ツアー等利用の場合）

※【監督者】：「時間外勤務及び休日勤務に関する労使協定」別紙に定める監督者をいう。

以上

対策本部の組織及び担当業務(本図は学生対応を想定)



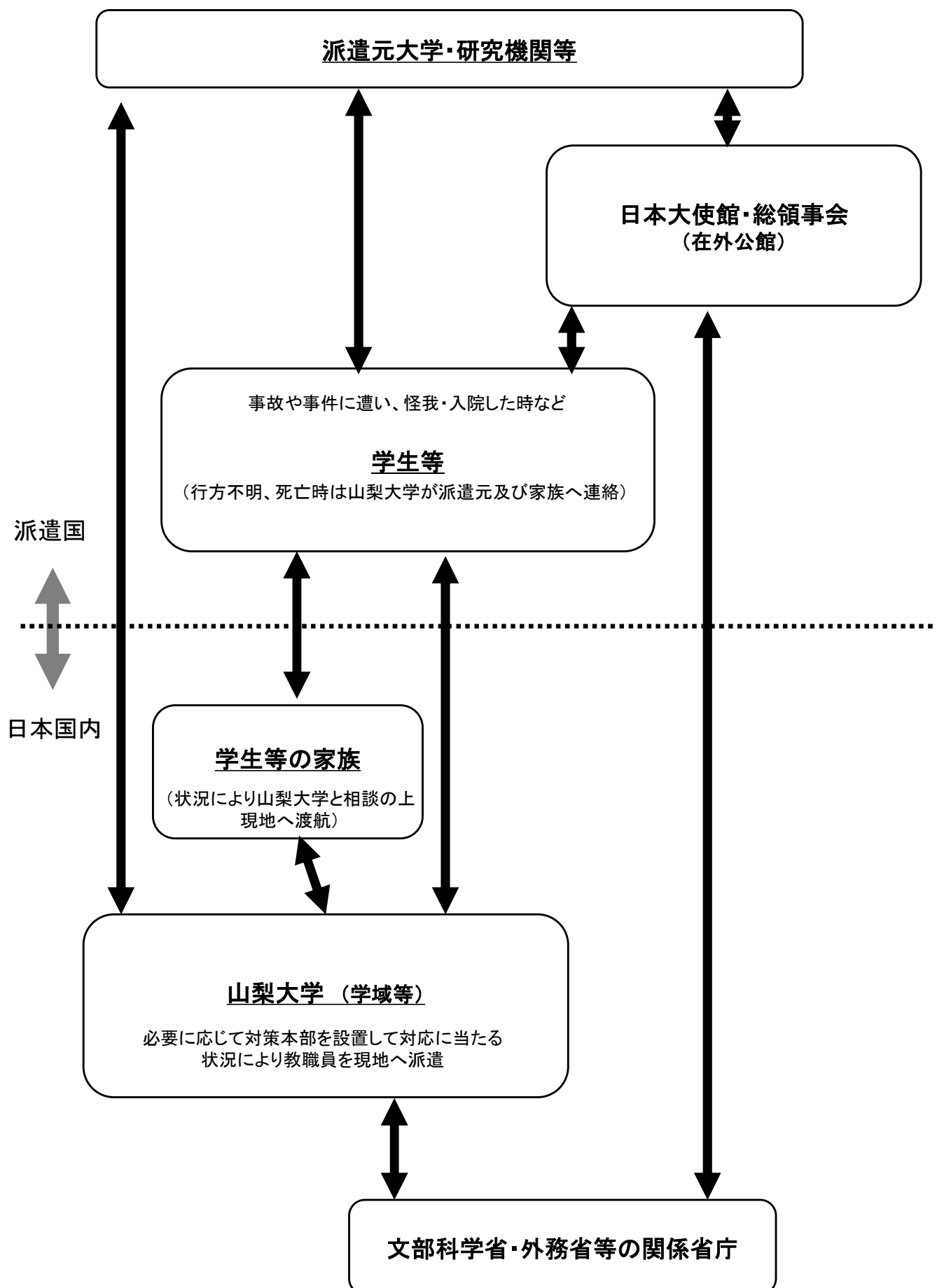
(注)

1. 現地派遣対応のための費用は、財務部と相談のうえ措置する。
2. 上記組織図(学生対応を想定)を基本としつつ、適宜状況に合わせて対応する。教職員の場合は理事(総務担当)及び人事部での組織となることが見込まれる。

対策本部の設置判断基準及び本部長の設定

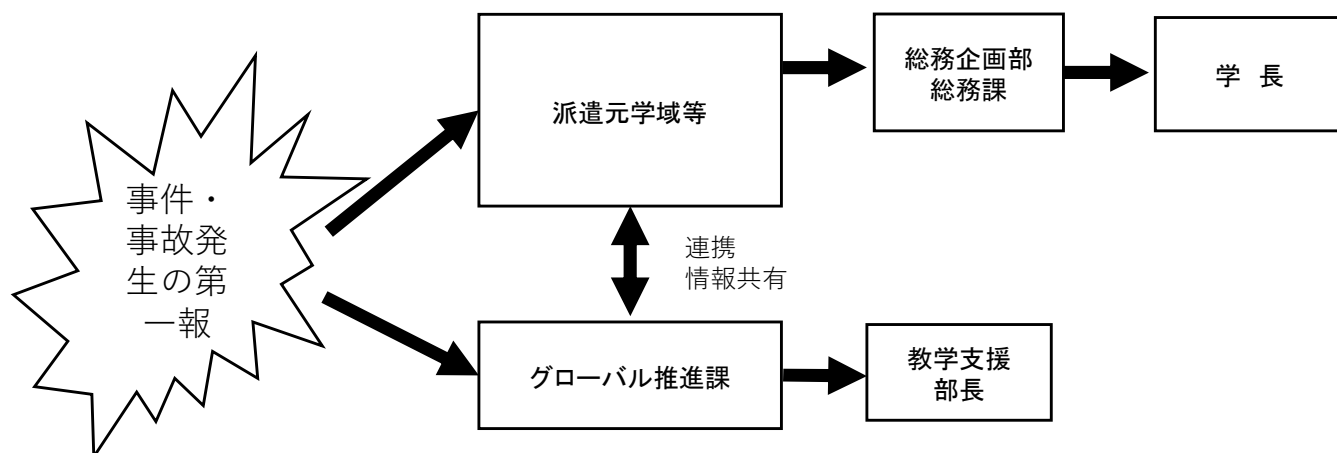
危機対応フェーズ	主な想定事案	対策本部の設置	本部長(学生)	本部長(教職員)
フェーズ3	生死不明、複数名被災、大規模災害、重大事件・外交的調整が必要な場合等	原則として速やかに設置	学長 (不在時は指定代理者)	
フェーズ2	本人の生存は確認されているが、現地派遣や調整対応が必要な場合(入院、事故、行政手続等)	必要に応じて小規模の対策本部を設置	理事(グローバル担当)	理事(総務担当)
フェーズ1	軽度の病気、軽微なトラブル、本人との連絡が取れている状態	原則として設置不要(関係部局対応)	学域長/専攻長	所属部局長または各学域支援課長

危機管理体制及び連絡体制(海外派遣)



事件・事故等が発生した場合の学内連絡体制(研究渡航・学会派遣等)

(別表4-1)

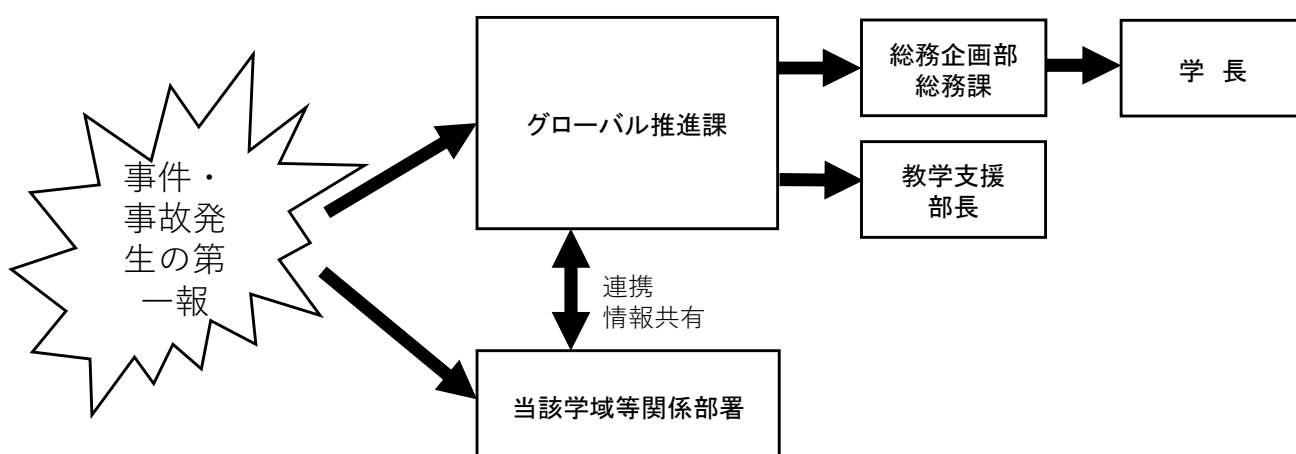


(情報伝達の流れ)

1. 第一報を受けた部署は、それぞれ派遣元学域等関係部署、グローバル推進課へ即座に情報共有する。
2. 当該学域等関係部署は第一報を受けたのち、総務企画部総務課を通じて学長へ伝達する。総務企画部では必要に応じて理事・役員へ伝達する。

(別表4-2)

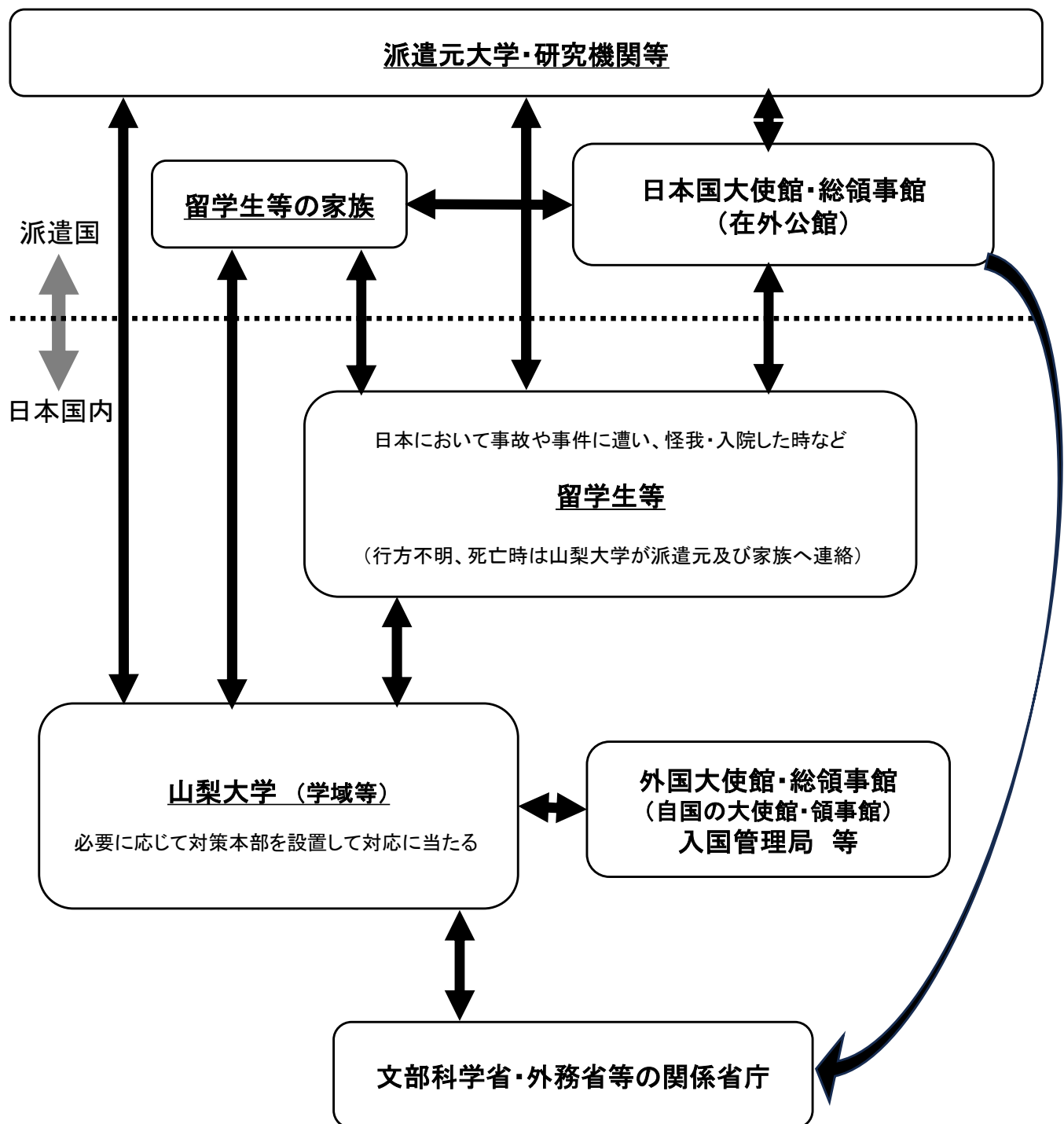
事件・事故等が発生した場合の学内連絡体制(国際化推進センターの海外研修プログラムによる海外派遣)



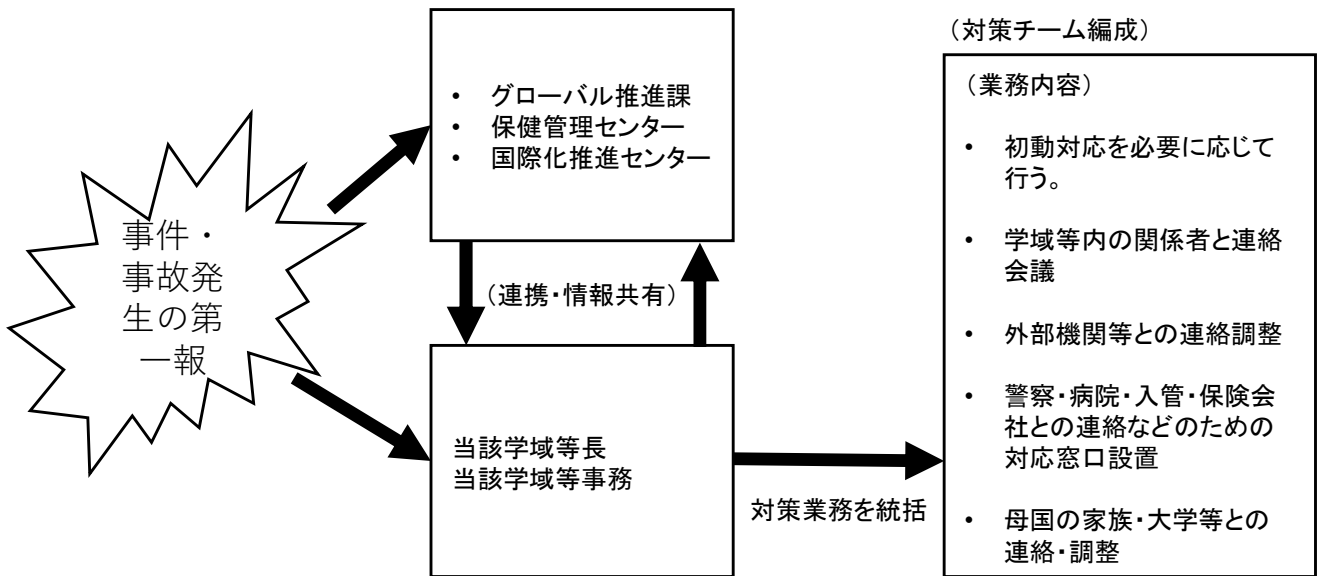
(情報伝達の流れ)

1. 第一報を受けた部署は、それぞれグローバル推進課もしくは当該学域関係部署へ即座に情報共有する。
2. グローバル推進課は第一報を直接もしくは当該学域等関係部署から受けたのち、総務企画部総務課を通じて学長へ伝達する。総務企画部では必要に応じて理事・役員へ伝達する。

危機管理体制及び連絡体制(海外受入)



事件・事故等発生時の学内連絡体制(海外受入)



(担当業務)

1. 事件・事故等発生時の学内連絡網は、原則として別表3に準じて行うものとする。
2. 事件・事故等発生時の連絡を受けた当該学域等長は、対策チームを編成し、対策業務を統括する。
3. 対策チームを編成した当該学域等は、必要に応じて、保健管理センター、国際化推進センター、グローバル推進課と連携の上対策を講じる。
4. 対策チームを編成した当該学域等は、留学生等が加入している保険について、学生支援課等へ確認し、必要な手続きを行う。

病院に行くのだけれど、現地の医療保険か海外旅行保険のどちらを使えばいいの？



留学先で無事にしているのかな…？
娘と5日以上連絡がついていない。無事であるのか調べてほしい。
(日本にいるご家族から)



パスポートをなくしてしまった！



友達が事故に遭ってしまった！



スマホを壊してしまった！
保険の請求方法が知りたい…



留学先の学校が指定している海外旅行保険の補償条件にあっているのか最終確認をしたい！



病院に行ったけど、お医者さんの説明がわからない



ホテルでシャワーを壊した。
支配人から修理代金を払うように言われているが、持ち合わせのお金もなく、困っている。



24時間/365日 日本語・英語対応

☎ + 8 1 - 3 - 3 8 1 1 - 8 2 8 6